

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置	251001計画変更(吉岡線変更)
宮城県	株式会社ミヤコーバス	(1) 白石遠刈田	6,102.5		
	株式会社ミヤコーバス	(2) 川崎	1,464.0		
	株式会社ミヤコーバス	(3) 川崎	874.0		
	株式会社ミヤコーバス	(4) 利府	6,567.5		
	株式会社ミヤコーバス	(5) ゴルフ場	1,113.0		
	株式会社ミヤコーバス	(6) 汐見台団地	3,166.5		
	株式会社ミヤコーバス	(7) 吉岡	7,585.5		
	株式会社ミヤコーバス	(8) 色麻	6,461.5		
	株式会社ミヤコーバス	(9) 石巻免許センター	4,857.5		
	株式会社ミヤコーバス	(10) 河南	2,514.5		
	株式会社ミヤコーバス	(11) 石巻専修大	2,828.5		
	株式会社ミヤコーバス	(12) 河北	1,065.0		
	株式会社ミヤコーバス	(13) 鮎川	2,119.5		
	株式会社ミヤコーバス	(14) 女川	2,259.5		
	株式会社ミヤコーバス	(15) 蛇田	2,721.5		
	株式会社ミヤコーバス	(16) 御崎	4,200.0		
		小計	55,900.0		
宮城交通株式会社		(17) 秋保(川崎)	4,265.5		
		小計	4,265.0		
合計			60,165.0		

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する。
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)